

## 平成22年第4回定例会 議事録から抜粋（平成22年12月15日）

### 行財政・議会改革等推進特別委員会（河野数則 君）

行財政・議会改革等推進特別委員会から、中間報告をいたします。

行財政・議会改革等推進特別委員会における議会改革につきましては、議員定数の減数改定を決定し、本年第1回の定例会において可決されたところでございます。

その後、付託されました他の案件につきまして、さらに審査を重ねてまいりました結果、一定の結論が出ましたので、御報告を申し上げます。

初めに、議員報酬及び政務調査費につきましては、「別府市特別職報酬等審議会条例」における市長諮問事項ではございますが、市議会みずからで行財政改革の推進を図るべく、本特別委員会において検討することとしたものであります。

まず議員報酬につきましては、市議会の議員定数の減数改定等を決定し、年間約4,800万円の削減がなされることになった結果、今回の改定は見送ることと決定をした次第であります。

続いて、政務調査費の交付額につきましては、地域主権が推進される中、市議会の活動が以前にも増して広く専門的な調査・研究が必要となる中で、交付額改定につきましては、さまざまな議論がなされたところでありますが、各会派より具体的な改定額を提示いただきながら協議を進めた結果、最終的に平成23年度より、議員1人当たりにつき月額7万円を月額4万円に減額をすること、また、行政視察旅費につきましても減額をすることを、全会一致で決定した次第であります。

また、平成20年度より領収書添付義務化などを開始したことに伴い「政務調査費の手引き」を作成し運用してきたところではありますが、2年余りが経過し、この間、実績等を精査した結果、使途の透明性の確保をしつつ、政務調査活動に寄与できるよう速やかな見直しを図る必要があるとの観点から、本委員会において協議をし、見直すことと決定いたしました。協議の結果、政務調査費の使途から「事務所費」を除くことといたしました。これは、議員のさまざまな活動の基盤となる事務所については、活動内容が広いがゆえに、その透明性の確保が非常に困難であるとのことから、公費の充当をしないこととするものであります。

またこれに関連して、備品の購入につきましても、調査活動とその他の活動の区別がつきがたく、資産形成等の問題も発生する場合もあることから、購入価格を上限5万円とするとともに、上限価格を超える事務用機器につきましては、リースやレンタル契約に限定すること、さらに必ず実態に応じた按分比率

で充当することとしたものであります。

以上2点の改正を平成23年度より適用することといたしましたが、時間的な制約もあり、これ以外の細かな見直しにつきましては、改めて十分な時間を確保し、今後さらなる検討を加えることといたしました。

なお、「別府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正（案）」につきましては、平成23年第1回定例会において、本委員会より提案予定でございます。

最後に、「各種審議会及び委員会等への市議会議員の参画について」であります。

かねてより懸案事項でありました本件につきましては、先進地視察により各市の進捗状況等の調査を進め、当局への協力を求めた上で検討してまいりました。議会のチェック機能確保の観点からして、法律で規定している場合を除いて各種審議会、委員会に参画をすべきでないとの意見等が出される中、最終的に正副委員長において関係各課とのヒアリングを行った結果、当局より、市政におけるさまざまな懸案事項がある中、多岐にわたる専門知識が求められることから、継続して参画することへの強い要請がなされたところであります。

このようなことから、平成23年度より、議員の参画人数を最小限に整理すること、また、すべての委員会等において議員が会長及び委員長等の役職にはつかないこと、及び議員に対する謝礼等を条例で定められている場合を除き、辞退をすることと決定した次第であります。

以上、行財政・議会改革等推進特別委員会の中間報告とさせていただきます。  
(拍手)